第一項第一号中「「特定金銭債権」を「特定金銭債権」に改め、「この号」の下に「及び次号」を加え、同項第二号中「第十三条の二第一項」を「第十三条の二第二項」に、「「子会社」をいう。以下」を「子会社をいう。以下この号及び第五号において」に、「基準議決権数」をいう。以下」を「基準議決権数をいう。第五号において」に、「第十三条の二第一項第八号」を「第十三条の二第一項第十一号イ」に、「「議決権」をいう。以下」を「議決権をいう。第五号において」に改め、「（以下「長期信用銀行等」という。）」及び「又は買取会社（規則第四条の五第一項第二十四号に規定する「買取会社」をいう。）が当該長期信用銀行等から買い取った不動産担保付債権であって、特定会社が当該買取会社から取得した債権」を削り、第二項中「長期信用銀行等」とあるのは「長期信用銀行持株会社等」と、「規則第四条の五第一項第二十四号」とあるのは「規則第五条の六第一項第二十四号」と、前項第五号」を「同項第五号」に改める。

（信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件の一部改正）

第三条　平成十一年金融監督庁大蔵省告示第七号（信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件）の一部を次のように改正する。

第一号中「この号」の下に「及び次号」を加え、第二号中「第三十二条第五項」を「第三十二条第六項」に、「子会社をいう。以下」を「子会社をいう。以下この号及び第五号において」に、「基準議決権数をいう。以下」を「基準議決権数をいう。第五号において」に、「議決権をいう。以下」を「議決権をいう。第五号において」に改め、「（以下「金庫等」という。）」及び「又は買取会社（規則第六十四条第四項第二十四号に規定する買取会社をいう。）が当該金庫等から買い取った不動産担保付債権であって、特定会社が当該買取会社から取得した債権」を削る。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件の一部改正）

第四条　平成十一年金融監督庁大蔵省告示第八号（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件）の一部を次のように改正する。

第一号中「この号」の下に「及び次号」を加え、第二号中「以下同じ。」をいう。以下」を「）をいう。以下この号及び第五号において」に、「子会社をいう。以下」を「子会社をいう。以下この号及び第五号において」に、「基準議決権数をいう。以下」を「基準議決権数をいう。第五号において」に、「議決権をいう。以下」を「議決権をいう。第五号において」に改め、「（以下「信用組合等」という。）」及び「又は買取会社（規則第四条第四項第二十四号に規定する買取会社をいう。）が当該信用組合等から買い取った不動産担保付債権であって、特定会社が当該買取会社から取得した債権」を削る。

（保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準の一部改正）

第五条　平成十一年金融監督庁大蔵省告示第六号（保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「「特定金銭債権」を「特定金銭債権」に改め、「この号」の下に「及び次号」を加え、同項第二号中「「子会社」をいう。以下」を「子会社をいう。以下この項及び次条第二項において」に、「「基準議決権数」をいう。以下」を「基準議決権数をいう。第五号において」に、「「議決権」をいう。以下」を「議決権をいう。第五号において」に改め、「（以下「保険会社等」という。）」及び「又は買取会社（規則第五十六条の二第一項第二十四号に規定する「買取会社」をいう。）が当該保険会社等から買い取った不動産担保付債権であって、特定会社が当該買取会社から取得した債権」を削り、同条第二項中「「保険会社等」とあるのは「保険持株会社等」と、「規則第五十六条の二第一項第二十四号」とあるのは「規則第二百十条の七第一項第二十四号」と、前項第五号」を「同項第五号」に改める。

○金融庁・財務省・経済産業省告示第四号

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）第七十条第二項第八号の規定に基づき、平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号（株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　安住　淳
経済産業大臣　枝野　幸男

第十三条第一項第二号中「（以下この条において「商工組合中央金庫等」という。）」及び「又は買取会社（規則第七十条第一項第二十四号に規定する買取会社をいう。）が商工組合中央金庫等から買い取った不動産担保付債権であって、特定会社が当該買取会社から取得した債権」を削る。

○金融庁・厚生労働省告示第六号

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）第四十五条第五項第三号の二の規定に基づき、平成十一年大蔵省・労働省告示第一号（労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官　畑中龍太郎
厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「この号」の下に「及び次号」を加え、第二号中「子会社をいう。以下」を「子会社をいう。以下この号及び第五号において」に、「基準議決権数をいう。以下」を「基準議決権数をいう。第五号において」に、「議決権をいう。以下」を「議決権をいう。第五号において」に改め、「（以下「金庫等」という。）」及び「又は買取会社（規則第四十五条第四項第二十四号に規定する買取会社をいう。）が当該金庫等から買い取った不動産担保付債権であって、特定会社が当該買取会社から取得した債権」を削る。

○消費者庁告示第三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第二項の規定に基づき内閣総理大臣がチルドハンバーグステーキ品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十七号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十四年六月一日

消費者庁長官　福嶋　浩彦

第二条の表チルドハンバーグステーキの項定義の欄を次のように改める。

次に掲げるいずれかのものを包装したものであって、チルド温度帯において冷蔵してあるものをいう。 1　食肉（牛肉、豚肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、家兎肉又は家きん肉をいう。以下同じ。）をひき肉又はこれに魚介肉（鯨その他魚以外の水産動物の肉をいう。以下同じ。）を細切し若しくはすりつぶしたもの（その使用量が食肉の使用量を超えないものに限る。）、牛、豚、馬、